

割引停止措置等の実施方法について

高速道路6会社では、平成29年4月1日から車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引の割引停止措置等を見直すにあたり、NEXCO3社ではETCコーポレートカード利用約款を改正し、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)では、各社の営業規則を改正いたします。

(改正内容等につきましては、後日、各社のホームページ等に掲載いたします。)

割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表等

(イメージ) 平成29年4月1日より

車両制限令に違反すると高速道路6会社より指導警告書、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より措置命令書が発行されます。

平成29年4月1日からは、2年間の累積期間を設け、違反者ごとに違反点数を計算していきます。

違反点数の累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用されます。

年	平成29年度												平成30年度												平成31年								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
車限令違反	違反30点						違反30点						違反60点						違反30点														
当初の累積期間 (H29.4~H31.3)	累積なし			累積30点						累積60点						累積120点																	
次の累積期間 (H30.4~H32.3)													累積60点						累積90点														
措置内容	累積点数30点により講習会呼び出し等の実施決定						累積点数60点により一部割引停止(1か月)の実施決定						累積点数120点により一部利用停止(1か月)に加え、累積点数90点による一部割引停止(2か月)の実施決定						累積点数90点により一部割引停止(2か月)の実施決定														

※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつずらし2年間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

平成29年4月1日より適用となる違反点数区分表

諸元	違反点数			
	3点	5点	15点	30点
高さ	指導警告相当の違反	措置命令A相当の違反	措置命令B又はC相当の違反	
幅				
長さ				
総重量				
軸重				

用語の定義

用語	内容
指導警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（通行許可を受けている場合はその許可値）以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

【措置命令】

道路法（以下「法」という。）第47条の4第1項に基づく行政処分。

法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

【点数基準表】

■ 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

【現行】

諸元	最遠軸距 (m)	車長 (m)	車種	点数				
				3点	5点	15点	30点	
総重量 (t)	高速自動車国道・一般有料道路等 (指定道路内)	0.00~5.49	問わず	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~
				2軸牽引車				
				3軸牽引車				
		5.50~6.99	~8.99	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~
				2軸牽引車				
				3軸牽引車				
	5.50~6.99	9.00~	単車	24.21~27.50	27.51~33.00	33.01~71.99	72.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	7.00~	~8.99	単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	7.00~	9.00~10.99	単車	24.21~27.50	27.51~33.00	33.01~71.99	72.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
	7.00~	11.00~	単車	27.51~31.25	31.26~37.50	37.51~75.00	75.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
一般有料道路等 (指定道路外)			単車	22.01~25.00	25.01~30.00	30.01~69.99	70.01~	
			2軸牽引車					
			3軸牽引車					
軸重	すべての道路			-	-	-	-	



【平成29年4月1日~】

諸元	最遠軸距 (m)	車長 (m)	車種	点数 および 違反種別				
				3点	5点	15点	30点	
				指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当	
総重量 (t)	高速自動車国道・一般有料道路等 (指定道路内)	0.00~5.49	問わず	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
		5.50~6.99	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~
				2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~
				3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~
	5.50~6.99	9.00~	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~	
			2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~	
			3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~	
	7.00~	~8.99	単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~	
			2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~	
			3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~	
	7.00~	9.00~10.99	単車	22.01~24.20	24.21~30.00	30.01~43.99	44.00~	
			2軸牽引車	22.01~24.20	24.21~37.00	37.01~43.99	44.00~	
			3軸牽引車	22.01~24.20	24.21~42.00	42.01~43.99	44.00~	
	7.00~	11.00~	単車	25.01~27.50	27.51~30.00	30.01~49.99	50.00~	
			2軸牽引車	25.01~27.50	27.51~37.00	37.01~49.99	50.00~	
			3軸牽引車	25.01~27.50	27.51~42.00	42.01~49.99	50.00~	
一般有料道路等 (指定道路外)			単車	20.01~22.00	22.01~30.00	30.01~39.99	40.00~	
			2軸牽引車	20.01~22.00	22.01~37.00	37.01~39.99	40.00~	
			3軸牽引車	20.01~22.00	22.01~39.99	-	40.00~	
軸重	すべての道路			10.01~15.00	-	15.01~	-	

■ 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

【現行】

諸 元		点 数			
		3点	5点	15点	
		—			
高さ(m)	指定道路内	—	4.21~4.30	4.31~	
	指定道路外	3.91~4.00	4.01~4.30	4.31~	
幅(m)		2.61~3.00	3.01~3.50	3.51~	
長さ (m)	単車				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・高速自動車国道 (はみ出し有) ・一般有料道路等(本州四国連 絡道路、首都高速道路、阪神高 速道路を含む)	13.01~15.00	15.01~	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・高速自動車国道 (はみ出し無)	17.51~21.00	21.01~	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				



【平成29年4月1日~】

諸 元		点数 および 違反種別			
		3点	5点	15点	
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	
高さ(m)	指定道路内	4.11~4.20	4.21~4.50	4.51~	
	指定道路外	3.81~3.90	3.91~4.30	4.31~	
幅(m)		2.51~2.60	2.61~3.25	3.26~	
長さ (m)	単車				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・高速自動車国道 (はみ出し有) ・一般有料道路等(本州四国連 絡道路、首都高速道路、阪神高 速道路を含む)	12.01~13.00	13.01~	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				
	セミトレーラのうち 特例車種以外のもの	・高速自動車国道 (はみ出し無)	16.51~17.50	17.51~	—
	フルトレーラのうち 特例車種以外のもの				

■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【現行】

諸元		最遠軸距(m)		車種	点数			
		以上	未満		3点	5点	15点	30点
総重量 (t)	高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～
				3軸牽引車				
		8	9	2軸牽引車	27.51～31.25	31.26～37.50	37.51～75.00	75.01～
				3軸牽引車				
		9	10	2軸牽引車	28.61～32.50	32.51～39.00	39.01～76.00	76.01～
				3軸牽引車				
		10	11	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～
				3軸牽引車				
		11	12	2軸牽引車	31.91～36.25	36.26～43.50	43.51～79.00	79.01～
				3軸牽引車				
	12	13	2軸牽引車	33.01～37.50	37.51～45.50	45.51～80.00	80.01～	
			3軸牽引車					
	13	14	2軸牽引車	35.21～40.00	40.01～48.00	48.01～82.00	82.01～	
			3軸牽引車					
	14	15	2軸牽引車	36.31～41.25	41.26～49.50	49.51～83.00	83.01～	
			3軸牽引車					
	15	15.5	2軸牽引車	38.51～43.75	43.76～52.50	52.51～85.00	85.01～	
			3軸牽引車					
	15.5	～	2軸牽引車	39.61～45.00	45.01～53.99	54.01～86.00	86.01～	
			3軸牽引車					
	(一般有料道路内等)	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～
				3軸牽引車				
		8	9	2軸牽引車	22.01～31.25	31.26～37.50	37.51～75.00	75.01～
				3軸牽引車				
	9	10	2軸牽引車	28.61～32.50	32.51～39.00	39.01～76.00	76.01～	
			3軸牽引車					
	10	～	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～	
			3軸牽引車					
(一般有料道路外等)	～	8	2軸牽引車	22.01～25.00	25.01～30.00	30.01～69.99	70.01～	
			3軸牽引車					
	8	9	2軸牽引車	26.41～30.00	30.01～36.00	36.01～74.00	74.01～	
			3軸牽引車					
9	10	2軸牽引車	28.06～31.88	31.89～38.25	38.26～75.50	75.51～		
		3軸牽引車						
10	～	2軸牽引車	29.71～33.75	33.76～40.50	40.51～77.00	77.01～		
		3軸牽引車						
軸重	すべての道路				-	-	-	-



■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【平成29年4月1日～】

諸元		最遠軸距(m)		車種	点数 および 違反種別									
		以上	未満		3点	5点	15点	30点						
					指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	即時告発相当						
総重量 (t)	高速 自動車 国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様									
				3軸牽引車										
		8	9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～						
				3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～						
		9	10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～						
				3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～						
		10	11	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～						
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～						
		11	12	2軸牽引車	29.01～31.90	31.91～37.00	37.01～57.99	58.00～						
				3軸牽引車	29.01～31.90	31.91～42.00	42.01～57.99	58.00～						
		12	13	2軸牽引車	30.01～33.00	33.01～37.00	37.01～59.99	60.00～						
				3軸牽引車	30.01～33.00	33.01～42.00	42.01～59.99	60.00～						
		13	14	2軸牽引車	32.01～35.20	35.21～37.00	37.01～63.99	64.00～						
				3軸牽引車	32.01～35.20	35.21～42.00	42.01～63.99	64.00～						
		14	15	2軸牽引車	33.01～36.30	36.31～37.00	37.01～65.99	66.00～						
				3軸牽引車	33.01～36.30	36.31～42.00	42.01～65.99	66.00～						
		15	15.5	2軸牽引車	35.01～37.00	-	37.01～69.99	70.00～						
				3軸牽引車	35.01～38.50	38.51～42.00	42.01～69.99	70.00～						
	15.5	～	2軸牽引車	36.01～37.00	-	37.01～71.99	72.00～							
			3軸牽引車	36.01～39.60	39.61～42.00	42.01～71.99	72.00～							
	(一) 指定 道路 内 等	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様									
				3軸牽引車										
				8					9	2軸牽引車	25.01～27.50	27.51～37.00	37.01～49.99	50.00～
										3軸牽引車	25.01～27.50	27.51～42.00	42.01～49.99	50.00～
				9					10	2軸牽引車	26.01～28.60	28.61～37.00	37.01～51.99	52.00～
										3軸牽引車	26.01～28.60	28.61～42.00	42.01～51.99	52.00～
		10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～						
				3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～						
		(一) 指定 道路 外 等	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様								
					3軸牽引車									
8			9	2軸牽引車	24.01～26.40	26.41～37.00	37.01～47.99	48.00～						
				3軸牽引車	24.01～26.40	26.41～42.00	42.01～47.99	48.00～						
9	10		2軸牽引車	25.51～28.05	28.06～37.00	37.01～50.99	51.00～							
			3軸牽引車	25.51～28.05	28.06～42.00	42.01～50.99	51.00～							
10	～	2軸牽引車	27.01～29.70	29.71～37.00	37.01～53.99	54.00～								
		3軸牽引車	27.01～29.70	29.71～42.00	42.01～53.99	54.00～								
軸重	すべての道路			10.01～15.00	-	15.01～	-							

■セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

【現行】

諸 元		点 数			
		3点	5点	15点	
		—			
高さ(m)	指定道路内	—	4.21～4.30	4.31～	
	指定道路外	3.91～4.00	4.01～4.30	4.31～	
幅(m)		2.61～3.00	3.01～3.50	3.51～	
長さ (m)	高速自動車国道(はみ出し有)		13.01～15.00	15.01～	—
	高速自動車国道	セミトレーラ(特例車種)	17.51～21.00	21.01～	—
	(はみ出し無)	フルトレーラ(特例車種)	19.01～22.50	22.51～	—
	一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む)		13.01～15.00	15.01～	—



【平成29年4月1日～】

諸 元		点数 および 違反種別			
		3点	5点	15点	
		指導警告	措置命令A	措置命令B 又はC	
高さ(m)	指定道路内	4.11～4.20	4.21～4.50	4.51～	
	指定道路外	3.81～3.90	3.91～4.30	4.31～	
幅(m)		2.51～2.60	2.61～3.25	3.26～	
長さ (m)	高速自動車国道(はみ出し有)		12.01～13.00	13.01～	—
	高速自動車国道	セミトレーラ(特例車種)	16.51～17.50	17.51～	—
	(はみ出し無)	フルトレーラ(特例車種)	18.01～19.00	19.01～	—
	一般有料道路等(本州四国連絡道路、首都高速道路、阪神高速道路を含む)		12.01～13.00	13.01～	—